

図表27—2 【福祉事務所ごとの法第77条第1項の徴収金の件数及び調定額の推移】

(件、円)

区 分		平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	合 計
中央	件 数	21	14	0	0	0	0	0	0	0	0	35
	調定額	908,200	370,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1,278,200
北	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東	件 数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	調定額	0	0	0	0	0	0	180,000	0	0	0	180,000
西大寺	件 数	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3
	調定額	0	0	0	0	0	0	354,290	0	2,226,081	0	2,580,371
西	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	件 数	21	14	0	0	0	0	2	0	2	0	39
	調定額	908,200	370,000	0	0	0	0	534,290	0	2,226,081	0	4,038,571

これらによると、法第77条第1項の徴収金の決定は、平成6年度で21件、平成7年度で14件あったにもかかわらず（いずれも中央福祉事務所）、平成8年度以降については、平成12年度に2件（東福祉事務所と西大寺福祉事務所が1件ずつ）、平成14年度に2件（いずれも西大寺福祉事務所）あるだけである。

なお、法第77条第1項の決定については、継続中のケースは存在しなかったものである。

(4) 返納金の収入状況

平成6年度から平成15年度までの間の返納金（法第63条による返還金、法第78条による徴収金、法第77条第1項による徴収金以外の返納金）の調定額、収入額、収入未済額の件数並びに金額及び収入率は、図表28のとおりである。

図表28 【返納金収入状況】

(件、円)

区 分		現 年 分				滞 納 繰 越 分				
		調定	収入	収入未済	収入率	調定	収入	不納欠損	収入未済	収入率
平成6年度	件数	0	0	0	0.00%	52	0	0	52	0.00%
	金額	0	0	0	0.00%	2,372,952	139,200	0	2,233,752	5.87%
平成7年度	件数	8	2	6	25.00%	45	0	0	45	0.00%
	金額	781,390	106,970	674,420	13.69%	2,539,625	187,100	0	2,352,525	7.37%
平成8年度	件数	10	3	7	30.00%	51	0	0	51	0.00%
	金額	788,861	596,800	192,061	75.65%	3,026,945	1,332,152	0	1,694,793	44.01%
平成9年度	件数	18	7	11	38.89%	51	4	0	47	7.84%
	金額	1,128,197	518,576	609,621	45.97%	1,413,434	220,589	0	1,192,845	15.61%
平成10年度	件数	17	5	12	29.41%	65	1	0	64	1.54%
	金額	879,994	337,040	542,954	38.30%	2,275,886	116,190	0	2,159,696	5.11%
平成11年度	件数	22	10	12	45.45%	69	8	0	61	11.59%
	金額	909,811	301,635	608,176	33.15%	3,427,717	402,465	0	3,025,252	11.74%
平成12年度	件数	18	6	12	33.33%	75	4	0	71	5.33%
	金額	879,589	306,884	572,705	34.89%	3,633,428	298,543	0	3,334,885	8.22%
平成13年度	件数	13	4	9	30.77%	83	8	0	75	9.64%
	金額	752,036	270,537	481,499	35.97%	3,907,590	403,539	0	3,504,051	10.33%
平成14年度	件数	16	10	6	62.50%	84	5	0	79	5.95%
	金額	600,148	363,782	236,366	60.62%	3,985,550	287,068	0	3,698,482	7.20%
平成15年度	件数	22	6	16	27.27%	85	7	0	78	8.24%
	金額	1,039,990	165,575	874,415	15.92%	3,934,848	243,120	0	3,691,728	6.18%

合 計	件数	144	53	91	36.81%
	金額	7,760,016	2,967,799	4,792,217	38.24%

(件、円)

区 分		現年分・滞納繰越分の合計				
		調定	収入	不納欠損	収入未済	収入率
平成6年度	件数	52	0	0	52	0.00%
	金額	2,372,952	139,200	0	2,233,752	5.87%
平成7年度	件数	53	2	0	51	3.77%
	金額	3,321,015	294,070	0	3,026,945	8.85%
平成8年度	件数	61	3	0	58	4.92%
	金額	3,815,806	1,928,952	0	1,886,854	50.55%
平成9年度	件数	69	11	0	58	15.94%
	金額	2,541,631	739,165	0	1,802,466	29.08%
平成10年度	件数	82	6	0	76	7.32%
	金額	3,155,880	453,230	0	2,702,650	14.36%
平成11年度	件数	91	18	0	73	19.78%
	金額	4,337,528	704,100	0	3,633,428	16.23%
平成12年度	件数	93	10	0	83	10.75%
	金額	4,513,017	605,427	0	3,907,590	13.42%
平成13年度	件数	96	12	0	84	12.50%
	金額	4,659,626	674,076	0	3,985,550	14.47%
平成14年度	件数	100	15	0	85	15.00%
	金額	4,585,698	650,850	0	3,934,848	14.19%
平成15年度	件数	107	13	0	94	12.15%
	金額	4,974,838	408,695	0	4,566,143	8.22%

(5) 返還金、徴収金等の収入状況

以上、平成6年度から平成15年度までの、①法第63条による返還金、②法第78条による徴収金、③法第77条第1項による徴収金、④返納金を合計すると、図表29のとおりとなる。

図表29【法第63条の返還金、法第78条の徴収金等収入状況】

(件、円)

区 分	現 年 分				滞 納 繰 越 分					
	調定	収入	収入未済	収入率	調定	収入	不納欠損	収入未済	収入率	
平成6年度	件数	264	145	119	54.92%	539	27	0	512	5.01%
	金額	77,797,199	36,054,145	41,743,054	46.34%	242,566,432	9,759,418	0	232,807,014	4.02%
平成7年度	件数	215	122	93	56.74%	633	51	0	582	8.06%
	金額	75,959,615	37,179,313	38,780,302	48.95%	274,550,068	11,774,529	0	262,775,539	4.29%
平成8年度	件数	221	107	114	48.42%	697	40	0	657	5.74%
	金額	82,717,329	43,614,658	39,102,671	52.73%	301,555,841	9,473,091	0	292,082,750	3.14%
平成9年度	件数	222	124	98	55.86%	772	48	0	724	6.22%
	金額	83,691,425	44,754,540	38,936,885	53.48%	339,797,683	10,426,475	0	329,371,208	3.07%
平成10年度	件数	262	123	139	46.95%	822	42	0	780	5.11%
	金額	127,907,805	63,739,581	64,168,224	49.83%	359,663,831	10,766,006	0	348,897,825	2.99%
平成11年度	件数	331	179	152	54.08%	872	58	0	814	6.65%
	金額	118,788,310	62,641,207	56,147,103	52.73%	413,066,049	17,033,597	0	396,032,452	4.12%
平成12年度	件数	363	199	164	54.82%	968	57	0	911	5.89%
	金額	112,300,320	51,238,133	61,062,187	45.63%	452,179,555	14,537,254	0	437,642,301	3.21%
平成13年度	件数	342	210	132	61.40%	1,075	63	49	963	6.14%
	金額	125,421,640	82,160,431	43,261,209	65.51%	498,616,498	17,472,731	22,176,575	458,967,192	3.67%
平成14年度	件数	483	323	160	66.87%	1,095	62	21	1,012	5.77%
	金額	134,374,842	74,050,617	60,324,225	55.11%	502,195,601	18,421,140	18,172,298	465,602,163	3.81%
平成15年度	件数	520	327	193	62.88%	1,171	78	98	995	7.27%
	金額	147,645,583	78,254,634	69,390,949	53.00%	525,564,188	19,711,717	38,988,563	466,863,908	4.05%
合 計	件数	3,223	1,859	1,364	57.66%					
	金額	1,086,604,068	573,687,259	512,916,809	52.80%					

(件、円)

区 分	現年分・滞納繰越分の合計					
	調定	収入	不納欠損	収入未済	収入率	
平成6年度	件数	803	172	0	631	21.42%
	金額	320,363,631	45,813,563	0	274,550,068	14.30%
平成7年度	件数	848	173	0	675	20.40%
	金額	350,509,683	48,953,842	0	301,555,841	13.97%
平成8年度	件数	918	147	0	771	16.01%
	金額	384,273,170	53,087,749	0	331,185,421	13.82%
平成9年度	件数	994	172	0	822	17.30%
	金額	423,489,108	55,181,015	0	368,308,093	13.03%
平成10年度	件数	1,084	165	0	919	15.22%
	金額	487,571,636	74,505,587	0	413,066,049	15.28%
平成11年度	件数	1,203	237	0	966	19.70%
	金額	531,854,359	79,674,804	0	452,179,555	14.98%
平成12年度	件数	1,331	256	0	1,075	19.23%
	金額	564,479,875	65,775,387	0	498,704,488	11.65%
平成13年度	件数	1,417	273	49	1,095	19.96%
	金額	624,038,138	99,633,162	22,176,575	502,228,401	16.55%
平成14年度	件数	1,578	385	21	1,172	24.73%
	金額	636,570,443	92,471,757	18,172,298	525,926,388	14.95%
平成15年度	件数	1,691	405	98	1,188	25.42%
	金額	673,209,771	97,966,351	38,988,563	536,254,857	15.45%

(注) 収入率＝収入÷(調定－不納欠損)

これによると、①返還金、徴収金等の調定額は、増加傾向にあり、平成15年度は過去最高の1億4,764万5,583円（件数520件）にも達しており、平成6年度から平成15年度までの間の返還金、徴収金等の調定額の合計は10億8,660万4,068円（件数3,223件）もの多額に上っていること、②返還金、徴収金等の滞納繰越金の調定額は、一貫して増加しており、平成15年度は過去最高の5億2,556万4,188円（件数1,171件）にも達していること、③現年分の過去10年間の収入率の平均は、52.8パーセント、滞納繰越分の平成15年度の収入率は4.1パーセントにすぎないこと、④現年分と滞納繰越分を合計した平成15年度の収入率は、15.5パーセントにすぎないこと等が分かる。すなわち、不正不当受給等は、金額的にも件数的にも数多く発生し、そして、いったん不正不当受給等が発生してしまうと容易に返還又は徴収を行うことはできないことが判明したものである。

このため、不正不当受給等をいかにして未然に防止するか、また、いかにして早期に発見して対処するかということが重要になってくるが、この点は後述する。

以上の不正不当受給等の実態を踏まえ、次のとおり監査を実施したものである。

第4 監査の方法及び結果

1 監査の視点

生活保護の各記録（ケース記録）に対する監査の視点は、次のとおりである。

- (1) 被保護世帯の収入調査が適正に実施されているか。
- (2) 保有が認められていない不動産を所有しながら保護を受けている被保護者に対して法第63条を適正に適用しているか。
- (3) 法第63条の適用となったケースにおいて、不動産の売却等により岡山市が支出した保護費に相当する金額の返還手続が適正に実施されているか。
- (4) 扶養義務者に対する扶養照会、課税調査が適正に実施されているか。
- (5) 扶養能力を有する扶養義務者に対して、法第77条第1項、第2項に基づ

き岡山市が支出した保護費の返還手続が適正に実施されているか。

(6) 被保護世帯の稼働能力の調査、就労指導が適正に実施されているか。

(7) ケースワーカーの被保護世帯の訪問調査が適正に実施されているか。

(8) 法第78条の不正受給が早期に発見されているか。

(9) 不正受給が発覚したときに法第78条に基づく保護費の徴収手続が適正に実施されているか。

(10) 法第63条の返還金、法第78条の徴収金等の不納欠損処理が適正に実施されているか。

2 監査の方法

上記視点に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 収入調査の監査

岡山市の6か所のすべての福祉事務所の平成15年度の被保護世帯の5,668世帯のうち、市民税課の平成16年度の課税資料（事業主が提出する給与支払報告書に基づき、岡山市が市民税徴収のために作成する資料）に課税収入が記載されている者（年金収入のみの者を除く。合計769世帯。）について、平成15年度中の収入申告書（生活保護受給者が世帯員の収入の有無、収入の額を、3か月に1度提出するものであり、給料明細書も添付するものである。）と世帯構成員の課税資料に基づく収入を照合して、収入認定の見落としがないか、収入調査が早期になされているか、収入調査により無申告、申告漏れが発覚した場合に早期に法第78条の徴収金の決定等の適正な措置が採られているか等の監査を行った。

(2) 不動産保有ケースの監査

不動産保有ケースにつき、平成6年度から平成15年度までの間に保護開始し平成15年度末時点で保護継続中の合計199件（中央福祉事務所所管分58件、北福祉事務所所管分35件、東福祉事務所所管分59件、西大寺福祉事務所所管分22件、西福祉事務所所管分14件、南福祉事務所所管分11件）を精査して、法第63条の決定が適正になされているか等の監査を行った。

また、不動産保有ケースであり、かつ、被保護者の死亡により保護が廃止されたケース記録5件につき、被保護者死亡後の不動産の売却状況についても追跡調査を行った。

(3) 扶養義務者の扶養が問題となるケースの監査

扶養義務者の扶養が問題となるケースのうち、扶養義務者の中に年収が800万円以上の者がいる合計20件のケース（中央福祉事務所所管分5件、北福祉事務所所管分0件、東福祉事務所所管分2件、西大寺福祉事務所所管分9件、西福祉事務所所管分0件、南福祉事務所所管分4件）を精査して、法第77条第1項の決定が適正になされているか等の監査を行った。

(4) Aケースの監査

各福祉事務所のすべてのAケースは、平成15年度において201件存在するところ、そのうち、年度途中から開始のものと年度途中において廃止になったものを除いた170件のうちの151件につき、Aケースとされている理由の検討、毎月1回程度の訪問を行っているかどうか、訪問が中身を伴っているか、稼働能力の認定や就労指導が十分になされているか等の監査を行った。

(5) 不正不当受給の監査

法第63条に基づく返還金、法第78条に基づく徴収金、法第77条第1項に基づく徴収金の各請求手続に関して、返還金・徴収金処理台帳、返還金・徴収金処理簿、返還金整理台帳等を精査するとともに、担当のケースワーカーから事情聴取し、法第63条の返還金、法第78条の徴収金等の決定が早期になされているか、返還等の手続が実効性を上げているか等の監査を行った。

(6) 国庫負担金の監査

法第63条等の返還金等の不納欠損処理の持つ財政上の意義（国庫負担金との関係）を検討するとともに、不納欠損処理の現状の問題点と、より一層の積極的な不納欠損処理の運用の検討を行った。

以上の監査の結果は、次のとおりである。

3 収入調査の意義

(1) 収入調査の意義

被保護世帯においては、世帯構成員に給与、アルバイト料等収入がある場合には、生活保護費はその収入に応じて減額される。具体的には、収入から実費控除（社会保険料、通勤費等）と勤労控除（働くためには働かないときよりも被服等を多く必要とするため収入の多寡に応じて一定額の控除が認められている。）を行った金額が生活保護費から減額されるものである。

しかし、生活保護世帯において、収入があるにもかかわらずそれが福祉事務所に正しく申告されず、後でそれが発覚した場合は、法第63条による保護費の返還又は法第78条の保護費の徴収の問題が生ずるものである。

各福祉事務所は、毎年6月上旬に市民税の課税情報の年度更新の時期に合わせて、財政局税務部市民税課及び資産税課から生活保護世帯の課税リスト（市民税、固定資産税、軽自動車税）を入手して、被保護者の収入申告書の記載内容とを比較照合して収入隠し又は収入申告漏れをチェックしており、これが被保護世帯の収入調査の有効な方法となっている。

なお、この収入調査に関しては、地方税法上の税務職員の守秘義務、岡山市個人情報保護条例等との関係で、税務に係る情報提供に法的問題が生ずることを危惧する声もあるようである。

しかし、地方税法上の徴税吏員の地方税に関する調査権は国民の納税義務の担保のために認められているところ、税金を原資とする公金の適正支出（不適正支出の防止）のために当該調査権により得られた情報が利用されることは当該調査権を認めた地方税法等の法令の趣旨に反するとはいえないこと、岡山市個人情報保護条例第9条第1項第1号によれば、法令若しくは他の条例の定めがあるとき又は市の正当な行政執行に関連があるときには、登録業務の目的を超えた当該情報の利用をすることが容認されていること、保護の実施機関たる各福祉事務所には、法第29条の規定による調査の嘱託及び報告の請求権が認められていることからすれば、各福祉事務所が実施している収入調査に対して税務に係る情報提供が行われていることは、適法かつ正当であると考えられる。

(2) 収入調査の時期（指摘事項）

しかし、収入調査の時期が遅いことが問題である。

今回、外部監査において収入調査を行ったのは、岡山市内の6つのすべての福祉事務所所管の合計5,668世帯のうち、課税資料に課税収入が記載されていた者（ただし、年金のみの収入しかない者を除いた。）の合計769件である。

そして、その769件のケースについて、次のとおり、収入調査が正しく行われているか否かについて監査を行ったものである。

ア 平成16年10月5日及び同月6日に中央福祉事務所

イ 平成16年10月13日及び同月26日に東福祉事務所

ウ 平成16年10月13日に北福祉事務所、西大寺福祉事務所

エ 平成16年10月28日に西福祉事務所、南福祉事務所

しかし、いずれの場合も外部監査の直前に、いわば駆け込み的に収入申告における収入と課税情報における収入のチェックがなされているものが数多く見られたものである。

毎年、課税情報は6月上旬には入手できるにもかかわらず、収入調査は翌年の3月までの間に順次進めていくという手法が採られていたものである。

しかし、かかる手法だと、結果的に不正不当受給発見の時期が大幅に遅れてしまい、その結果、法第63条返還金、法第78条徴収金等の決定を行ったときには、不正不当受給額が大幅に増額してしまっているという不都合な事態が生じるものである。

そして、法第63条返還金、法第78条徴収金等の決定がなされたとしても、前述のとおり平成15年度の収入率（現年分・滞納分合計）はわずか15.5パーセントにすぎないことからすると、やはり、不正不当受給の早期発見とそれに対する早期の法第63条、法第78条等の決定が必要不可欠となるものである。

確かに、ケースワーカー数は、法定の定数標準を下回っていて数が足りず、しかも、ケースワーカーは日常的に保護開始の手続、訪問等の業務で忙殺されているという側面があるのは事実である。

しかし、被保護世帯の収入調査については、被保護者の申告収入と課税情報に基づく収入との照合が収入の無申告、過少申告を発見するためのほとんど唯一と言ってよいほどの有効な手段になっていることから、各福祉事務所は遅くとも6月中には、全能力をフル稼働して課税情報に基づく収入との照合を行って不正不当受給の早期発見に努めるべきであり、これを厳格かつ確実に実行しないと不正不当受給の早期発見は事実上不可能であると考ええる。

(3) 不正受給期間

平成6年度から平成15年度までの間の法第78条の徴収金に係る不正受給期間が1年以上にわたっているケースにつき、不正受給期間、不正受給金額は図表30のとおりであり、不正受給金額の合計は1億1,464万4千円で、件数の合計は103件である（中央福祉事務所27件、北福祉事務所2件、東福祉事務所47件、西大寺福祉事務所11件、西福祉事務所7件、南福祉事務所9件）。

このうち、不正受給期間が2年以上にわたっているものの件数は53件で、この割合は51.5%にも上っている。

図表30 【不正受給期間が1年以上のケースの不正受給期間、不正受給金額等】

(円)

福祉事務所	番号	不正受給期間	不正受給金額	不正受給発覚日	徴収済額
			78条決定金額	78条決定日	未収入額
中央 福祉事務所 (27件)	1	平成7年4月1日～ 平成12年5月31日 5年2か月間	311,225	平成12年7月10日	25,000
			311,225	平成12年7月14日	286,225
	2	平成11年12月1日～ 平成12年12月31日 1年1か月間	1,880,000	平成12年11月20日	60,000
			1,880,000	平成13年2月2日	1,820,000
	3	平成10年2月1日～ 平成11年9月30日 1年8か月間	1,578,176	平成12年3月3日	200,000
			1,578,176	平成12年4月15日	1,378,176
	4	平成10年1月1日～ 平成12年1月31日 2年1か月間	691,310	平成11年7月21日	0
			691,310	平成12年5月16日	691,310
	5	平成11年7月1日～ 平成12年12月31日 1年6か月間	46,700	平成12年3月13日	20,000
			46,700	平成12年12月6日	26,700
	6	平成8年6月20日～ 平成12年2月29日 約3年8か月間	2,062,050	平成12年6月28日	46,865
			2,062,050	平成12年7月18日	2,015,185
7	平成9年10月1日～ 平成11年9月30日 約2年1か月間	3,497,750	平成12年7月14日	15,000	
		3,497,750	平成12年8月7日	3,482,750	
8	平成10年6月16日～ 平成12年7月31日 約2年1か月間	337,330	平成12年7月12日	70,000	
		337,330	平成12年7月25日	267,330	
9	平成8年2月1日～ 平成12年3月31日 4年2か月間	52,000	平成12年12月15日	0	
		52,000	平成13年2月1日	52,000	
10	平成11年6月1日～ 平成13年1月31日 1年8か月間	1,142,990	平成12年6月19日	0	
		1,142,990	平成13年2月1日	1,142,990	
11	平成10年7月2日～ 平成12年2月28日 約1年8か月間	1,755,840	平成12年8月11日	0	
		1,755,840	平成12年9月20日	1,755,840	
12	平成8年12月1日～ 平成11年2月28日 2年3か月間	1,856,030	平成11年9月17日	360,000	
		1,856,030	平成12年9月6日	1,496,030	

福祉事務所	番号	不正受給期間	不正受給 金額	不正受給 発覚日	徴収済額
			78条決定金額	78条決定日	未収入額
中央 福祉事務所	13	平成12年6月1日～ 平成13年8月31日 1年3か月間	595,225	平成13年11月28日	60,000
			595,225	平成14年3月11日	535,225
	14	平成12年1月1日～ 平成13年6月30日 1年6か月間	257,550	平成13年8月1日	137,550
			257,550	平成13年8月31日	120,000
	15	平成12年12月1日～ 平成14年5月1日 約1年6か月間	781,430	平成14年10月15日	0
			781,430	平成15年1月17日	781,430
	16	平成14年1月1日～ 平成15年9月30日 1年9か月間	747,050	平成15年7月25日	80,000
			747,050	平成15年10月7日	667,050
	17	平成14年1月1日～ 平成15年10月31日 1年10か月間	33,000	平成15年10月27日	33,000
			33,000	平成15年10月31日	0
	18	平成13年1月1日～ 平成15年8月31日 2年8か月間	1,309,965	平成15年6月30日	40,000
			1,309,965	平成16年3月2日	1,269,965
	19	平成14年9月2日～ 平成15年11月6日 約1年1か月間	3,405,000	平成15年10月21日	50,000
			2,658,230	平成15年11月27日	2,608,230
	20	平成11年3月1日～ 平成12年3月24日 約1年間	716,250	平成12年1月27日	215,000
			716,250	平成12年3月24日	501,250
	21	平成9年2月1日～ 平成10年6月30日 1年5か月間	950,373	平成10年7月2日	665,000
			950,373	平成10年7月27日	285,373
22	平成13年1月1日～ 平成13年12月31日 1年間	253,710	平成14年6月4日	240,000	
		253,710	平成15年7月29日	13,710	
23	平成7年2月9日～ 平成10年12月31日 約3年10か月間	1,628,830	平成11年7月9日	153,000	
		1,628,830	平成11年7月12日	1,475,830	
24	平成7年12月25日～ 平成10年6月30日 約2年6か月間	79,000	平成10年3月19日	79,000	
		79,000	平成10年6月4日	0	
25	平成6年7月1日～ 平成10年11月30日 4年5か月間	1,401,000	平成11年1月22日	1,321,000	
		1,401,000	平成11年7月14日	80,000	

福祉事務所	番号	不正受給期間	不正受給 金額	不正受給 発覚日	徴収済額
			78条決定金額	78条決定日	未収入額
中央 福祉事務所	26	平成11年6月24日～ 平成13年6月30日 約2年間	1,958,097	平成13年6月28日	180,000
			1,958,097	平成13年6月29日	1,778,097
	27	平成9年12月27日～ 平成13年6月30日 約3年6か月間	700,000	平成13年5月8日	130,000
			700,000	平成13年6月19日	570,000
北 福祉事務所 (2件)	1	平成13年2月1日～ 平成14年2月28日 1年1か月間	1,328,280	平成14年1月28日	1,328,280
			1,328,280	平成14年7月26日	0
	2	平成10年7月～ 平成12年1月 約1年6か月間	19,521	平成12年3月15日	19,521
			19,521	平成12年3月29日	0
東 福祉事務所 (47件)	1	平成6年7月1日～ 平成11年6月30日 5年間	900,000	平成11年6月23日	65,000
			900,000	平成11年7月5日	835,000
	2	平成10年8月1日～ 平成11年8月31日 1年1か月間	120,150	平成11年7月5日	24,150
			120,150	平成11年8月12日	96,000
	3	平成10年5月1日～ 平成11年7月31日 1年3か月間	1,078,525	平成11年7月5日	0
			1,078,525	平成11年8月18日	1,078,525
	4	平成9年10月1日～ 平成11年9月30日 2年間	321,480	平成11年7月5日	10,000
			321,480	平成11年9月21日	311,480
	5	平成10年5月1日～ 平成11年9月30日 1年5か月間	638,496	平成11年7月5日	10,000
			638,496	平成11年9月24日	628,496
	6	平成10年10月1日～ 平成11年9月30日 1年間	296,600	平成11年7月5日	296,600
			296,600	平成11年9月27日	0
	7	平成10年8月4日～ 平成11年9月30日 約1年1か月間	98,747	平成11年7月5日	0
			98,747	平成11年9月30日	98,747
平成10年10月1日～ 平成11年9月30日 1年間		1,300,000	平成11年7月5日	0	
8	平成8年7月26日～ 平成10年4月21日 約1年9か月間	2,398,000	平成11年8月19日	20,000	
		2,398,000	平成11年10月20日	2,378,000	

福祉事務所	番号	不正受給期間	不正受給 金額	不正受給 発覚日	徴収済額
			78条決定金額	78条決定日	未収入額
東 福祉事務所	9	平成9年11月17日～ 平成11年10月31日 約1年11か月間	557,400	平成11年10月25日	557,400
			557,400	平成11年11月5日	0
	10	平成6年12月1日～ 平成11年11月30日 5年間	543,000	平成11年7月5日	20,000
			543,000	平成11年12月2日	523,000
	11	平成10年1月1日～ 平成11年4月30日 1年4か月間	966,001	平成11年7月5日	0
			966,001	平成11年12月9日	966,001
	12	平成7年5月1日～ 平成11年11月30日 4年7か月間	2,545,974	平成11年7月5日	10,000
			2,545,974	平成11年12月22日	2,535,974
		平成10年4月1日～ 平成11年11月30日 1年8か月間	301,436	平成11年7月5日	0
			301,436	平成11年12月22日	301,436
	13	平成10年10月1日～ 平成11年10月31日 1年1か月間	417,800	平成11年7月5日	60,000
			417,800	平成12年1月19日	357,800
	14	平成8年8月1日～ 平成11年5月31日 2年10か月間	340,000	平成11年11月26日	0
			340,000	平成12年1月21日	340,000
	15	平成7年6月1日～ 平成11年9月30日 4年4か月間	2,061,800	平成12年2月18日	0
			2,061,800	平成12年2月24日	2,061,800
	16	平成10年7月6日～ 平成11年10月31日 約1年3か月間	266,172	平成12年2月28日	0
			266,172	平成12年3月29日	266,172
	17	平成8年6月16日～ 平成12年4月30日 約3年10か月間	388,600	平成12年5月12日	100,000
			388,600	平成12年6月13日	288,600
18	平成11年3月1日～ 平成12年6月30日 1年4か月間	188,355	平成12年6月13日	126,000	
		188,355	平成12年6月30日	62,355	
19	平成11年8月1日～ 平成12年7月31日 1年間	99,720	平成12年6月13日	33,240	
		99,720	平成12年7月14日	66,480	
20	平成11年5月1日～ 平成12年6月30日 1年2か月間	327,632	平成12年6月13日	50,000	
		327,632	平成12年7月18日	277,632	

福祉事務所	番号	不正受給期間	不正受給 金額	不正受給 発覚日	徴収済額
			78条決定金額	78条決定日	未収入額
東 福祉事務所	21	平成8年4月1日～ 平成12年7月31日 4年4か月間	43,330	平成12年6月13日	14,000
			43,330	平成12年8月2日	29,330
	22	平成11年7月1日～ 平成12年7月31日 1年1か月間	1,120,580	平成12年6月13日	40,000
			1,120,580	平成12年8月2日	1,080,580
	23	平成11年4月1日～ 平成12年6月30日 1年3か月間	1,287,000	平成12年6月13日	90,000
			1,287,000	平成12年8月7日	1,197,000
	24	平成10年8月1日～ 平成12年7月31日 2年間	396,847	平成12年8月3日	20,000
			396,847	平成12年8月18日	376,847
	25	平成10年7月1日～ 平成12年7月31日 2年1か月間	1,440,822	平成12年6月13日	20,000
			1,440,822	平成12年9月28日	1,420,822
	26	平成11年10月1日～ 平成12年11月30日 11年2か月間	1,103,827	平成12年6月13日	0
			1,103,827	平成12年12月21日	1,103,827
	27	平成8年5月22日～ 平成13年3月27日 約4年10か月間	126,000	平成13年3月27日	0
			126,000	平成13年3月30日	126,000
	28	平成8年9月24日～ 平成13年1月31日 約4年4か月間	2,300,000	平成13年4月11日	40,000
			2,300,000	平成13年5月7日	2,260,000
	29	平成12年3月1日～ 平成13年2月28日 1年間	224,740	平成13年6月13日	21,000
			224,740	平成13年10月10日	203,740
30	平成12年3月1日～ 平成13年11月30日 1年9か月間	361,690	平成13年6月13日	0	
		361,690	平成13年12月3日	361,690	
31	平成12年3月1日～ 平成13年11月30日 1年9か月間	197,320	平成13年6月13日	5,000	
		197,320	平成13年12月12日	192,320	
32	平成12年9月1日～ 平成13年11月30日 1年3か月間	143,000	平成13年6月13日	0	
		143,000	平成13年12月12日	143,000	
33	平成12年5月15日～ 平成13年11月31日 1年5か月間	1,039,500	平成13年6月13日	0	
		1,039,500	平成13年12月28日	1,039,500	

福祉事務所	番号	不正受給期間	不正受給 金額	不正受給 発 覚 日	徴収済額
			78条決定金額	78条決定日	未収入額
東 福祉事務所	34	平成11年10月1日～ 平成14年1月31日 2年4か月間	254,548	平成13年6月13日	0
			254,548	平成14年2月1日	254,548
	35	平成12年1月1日～ 平成14年1月31日 2年1か月間	536,102	平成13年6月13日	0
			536,102	平成14年2月7日	536,102
	36	平成11年6月1日～ 平成14年1月31日 2年8か月間	1,655,430	平成13年10月4日	0
			1,655,430	平成14年2月27日	1,655,430
	37	平成12年1月1日～ 平成14年2月28日 2年2か月間	231,790	平成13年6月13日	0
			231,790	平成14年3月13日	231,790
		平成12年9月1日～ 平成14年2月28日 1年6か月間	338,200	平成13年6月13日	0
			338,200	平成14年3月19日	338,200
	38	平成12年2月15日～ 平成14年3月31日 約2年1か月間	887,085	平成12年7月31日	130,000
			887,085	平成14年4月2日	757,085
	39	平成10年5月19日～ 平成14年10月31日 約4年5か月間	5,458,636	平成14年9月24日	0
			5,458,636	平成14年12月6日	5,458,636
	40	平成13年2月1日～ 平成14年2月28日 1年1か月間	59,906	平成14年6月4日	0
			59,906	平成15年3月14日	59,906
	41	平成13年1月1日～ 平成15年2月28日 2年2か月間	533,995	平成14年6月4日	0
533,995			平成15年3月26日	533,995	
42	平成14年2月1日～ 平成15年6月30日 1年5か月間	1,231,805	平成15年6月12日	100,000	
		1,231,805	平成15年8月25日	1,131,805	
43	平成14年5月16日～ 平成15年7月31日 約1年2か月間	822,141	平成15年6月12日	160,000	
		822,141	平成15年9月1日	662,141	
44	平成14年1月1日～ 平成15年6月30日 1年6か月間	902,853	平成15年6月12日	25,000	
		902,853	平成15年10月28日	877,853	
45	平成14年2月1日～ 平成15年11月30日 1年10か月間	1,194,130	平成15年6月12日	6,000	
		1,194,130	平成16年2月27日	1,188,130	

福祉事務所	番号	不正受給期間	不正受給 金額	不正受給 発覚日	徴収済額
			78条決定金額	78条決定日	未収入額
東 福祉事務所	46	平成14年4月1日～ 平成15年9月30日 1年6か月間	746,950	平成15年6月12日	50,000
			746,950	平成16年2月27日	696,950
	47	平成11年2月1日～ 平成15年6月14日 約4年4か月間	1,012,720	平成15年7月15日	15,000
			1,012,720	平成16年3月23日	997,720
西大寺 福祉事務所 (11件)	1	平成14年5月1日～ 平成15年5月31日 1年1か月間	1,171,405	平成15年6月18日	320,000
			1,171,405	平成15年6月23日	851,405
	2	平成6年1月1日～ 平成14年4月30日 8年4か月間	1,332,500	平成14年5月2日	425,000
			832,500	平成14年5月17日	407,500
	3	平成8年8月1日～ 平成12年8月31日 4年1か月間	289,720	平成12年9月22日	289,720
			289,720	平成13年4月6日	0
	4	平成11年8月1日～ 平成12年11月30日 1年4か月間 平成13年6月19日～ 平成13年9月30日 約3か月間	4,449	平成13年10月2日	4,449
			4,449	平成13年10月11日	0
	5	平成9年1月1日～ 平成12年4月30日 3年4か月間	173,844	平成12年3月16日	0
			173,844	平成12年5月12日	173,844
	6	平成7年8月1日～ 平成12年5月31日 4年10か月間	222,200	平成10年9月25日	10,000
			222,200	平成12年6月8日	212,200
		平成8年12月1日～ 平成12年5月31日 3年6か月間	423,653	平成10年9月25日	15,000
	7	平成5年7月16日～ 平成10年9月10日 約5年3か月間	5,353,835	平成10年7月22日	20,000
405,679			平成14年12月18日	385,679	

福祉事務所	番号	不正受給期間	不正受給金額	不正受給発覚日	徴収済額
			78条決定金額	78条決定日	未収入額
西大寺福祉事務所	8	平成9年12月1日～平成14年11月30日 5年間	15,000	平成14年11月21日	15,000
			15,000	平成14年12月24日	0
		平成9年12月1日～平成14年11月30日 5年間	11,201	平成14年11月21日	11,201
			11,201	平成14年12月24日	0
		平成9年12月1日～平成14年11月30日 5年間	100,000	平成14年11月21日	100,000
			100,000	平成14年12月24日	0
	9	平成3年10月14日～平成8年3月31日 約4年5か月間	1,312,373	平成11年3月4日	77,000
			637,249	平成11年6月7日	560,249
	10	平成5年3月19日～平成8年1月31日 約2年10か月間	1,010,000	平成11年6月4日	85,000
			1,010,000	平成11年7月5日	925,000
	11	平成9年6月10日～平成11年10月31日 約2年4か月間	316,311	平成11年11月2日	156,000
			316,311	平成11年11月5日	160,311
西福祉事務所 (7件)	1	平成9年4月1日～平成13年1月30日 3年10か月間	117,158	平成13年2月5日	117,158
			117,158	平成13年3月22日	0
	2	平成10年4月12日～平成12年4月30日 約2年間	468,488	平成12年5月10日	0
			468,488	平成12年5月11日	468,488
	3	平成11年4月21日～平成12年6月30日 約1年2か月間	1,881,540	平成12年6月16日	110,000
			1,881,540	平成12年7月24日	1,771,540
	4	平成11年12月1日～平成14年3月31日 2年4か月間	1,085,521	平成14年2月21日	0
			1,085,521	平成14年4月30日	1,085,521
	5	平成13年2月1日～平成14年2月28日 1年1か月間	76,331	平成14年2月26日	76,331
			76,331	平成14年4月8日	0
	6	平成9年6月1日～平成10年10月31日 1年5か月間	646,553	平成14年2月22日	20,000
			644,033	平成14年4月9日	624,033
7	平成9年10月3日～平成11年6月30日 約1年9か月間	3,382,663	平成11年3月2日	120,000	
		120,000	平成11年7月29日	0	

福祉事務所	番号	不正受給期間	不正受給金額	不正受給発覚日	徴収済額
			78条決定金額	78条決定日	未収入額
南 福祉事務所 (9件)	1	平成12年9月1日～ 平成14年12月31日 2年4か月間	1,576,644	平成14年6月5日	0
			1,576,644	平成15年4月9日	1,576,644
	2	平成14年1月1日～ 平成14年12月31日 約1年間	680,925	平成15年6月16日	30,000
			680,925	平成15年6月23日	650,925
	3	平成14年1月～ 平成14年12月 約1年間	418,350	平成15年6月16日	0
			418,350	平成15年7月23日	418,350
	4	平成9年1月1日～ 平成13年12月31日 5年間	226,587	平成14年2月14日	0
			226,587	平成14年10月16日	226,587
	5	平成11年9月1日～ 平成13年9月30日 2年1か月間	1,444,400	平成13年11月7日	55,000
			1,444,400	平成14年6月14日	1,389,400
	6	平成9年12月1日～ 平成14年3月31日 4年4か月間	6,590,213	平成14年2月14日	176,271
			6,590,213	平成14年5月31日	6,413,942
	7	平成9年1月1日～ 平成14年2月28日 5年2か月間	5,268,602	平成14年2月14日	1,100,000
			4,717,360	平成14年3月11日	3,017,360
	8	平成9年2月1日～ 平成11年11月1日 約2年9か月間	2,288,375	平成11年11月18日	60,000
			2,288,375	平成12年1月13日	2,228,375
	9	①平成10年9月28日～ 平成12年7月31日 約1年10か月間	2,980,669	平成13年6月15日	194,120
			2,974,120	平成14年2月27日	2,780,000
	②平成13年11月1日～ 平成14年9月30日 11か月間	592,085	平成15年6月16日	60,000	
		592,085	平成15年8月12日	532,085	
	合計額	114,644,112		11,893,856	
		103,951,088		92,057,232	

さらに、このうち、不正受給期間が5年以上のものを挙げると、次のとおり、7件も存在する。

- ア 東福祉事務所 番号26
不正受給期間
平成元年10月1日～平成12年11月30日（11年2か月）
不正受給金額 1,103,827円
- イ 西大寺福祉事務所 番号2
不正受給期間
平成6年1月1日～平成14年4月30日（8年4か月）
不正受給金額 1,332,500円
- ウ 西大寺福祉事務所 番号7
不正受給期間
平成5年7月16日～平成10年9月10日（約5年1か月）
不正受給金額 5,353,835円
- エ 中央福祉事務所 番号1
不正受給期間
平成7年4月1日～平成12年5月31日（5年2か月）
不正受給金額 311,225円
- オ 南福祉事務所 番号7
不正受給期間
平成9年1月1日～平成14年2月28日（5年2か月）
不正受給金額 5,268,602円
- カ 東福祉事務所 番号1
不正受給期間
平成6年7月1日～平成11年6月30日（5年間）
不正受給金額 900,000円
- キ 東福祉事務所 番号10
不正受給期間
平成6年12月1日～平成11年11月30日（5年間）

不正受給金額

543,000円

上記のように、不正受給期間が5年以上もの長期にわたるケースは異常である。

上記7件のケースにつき、不正受給の発見が遅れた理由と発覚の経緯等は、図表31のとおりである。

図表31 【不正受給期間が5年以上のケースの内訳】

福祉事務所	不正受給金額(円)	不正受給の発覚が遅れた理由	発覚の経緯	備考
中央	311,225	小額（月額5千円程度）であったため、不安定収入と誤認した（不安定就労収入の控除額は、8,000円/月）。	平成12年度一斉課税調査	厚生年金基金受給が発覚して、受給当初から法78条を適用した
東	900,000	借家の老朽化により、被保護者から転居の相談があったため家主に家賃証明書を依頼したところ、平成4年11月から家賃を徴収していないとの回答があるが、被保護者からは何も届け出はなく、月額15,000円の住宅扶助費を長期にわたり不正受給していたことが発覚した。	家主からの回答	遡及可能な5年間分に対し、法第78条を適用した。 平成12年7月1日付け保護廃止
東	543,000	借家の老朽化により、家主から立退き要求があったため、家主に立退料等の確認を行ったところ、平成11年2月から家賃が徴収されておらず、また、平成3年7月の保護開始時に主が家賃証明書を偽造して、月額3,000円の家賃を12,000円と偽るなど、住宅扶助費を長期にわたり不正受給していたことが発覚した。	家主からの回答	遡及可能な5年間分に対し、法第78条を適用した。 平成11年12月2日付け保護廃止
東	1,103,827	平成11年10月から12年6月にかけて被保護者に不正就労があったため、被保護者名義の口座の異動明細を調査したところ、就労収入以外に、平成7年10月以降の全労済配当金・交通事故賠償金・借金等の未申告収入があったことが発覚した。	預貯金の取引状況調査	不正受給全額に対し、法第78条を適用した。 平成15年5月22日付け保護廃止
西大寺	1,332,500	内夫との同居について被保護者からの届けがなく、当所からの聴問に対しても再三虚偽の申告をしていたため。	訪問調査と聴問により事実を認めた。	発覚後は内夫を含む保護に切り替えたが同居期間中の住宅扶助費について半額を不正受給額として適用（H.14年12月内夫転出により寡婦世帯）

福祉事務所	不正受給金額(円)	不正受給の発覚が遅れた理由	発覚の経緯	備考
西大寺	5,353,835	住基コードと納税義務者コードの不一致により調査不能であったものがH10年度に税コードの付け替えが行われたため発覚した。	平成10年度一斉課税調査	発覚後は不正受給部分を返還しないと断言したため廃止するもH14年12月癌のため再申請、同日当該78条を適用H16年11月死亡
南	5,268,602	世帯主が2ヶ所で就労しており、その一方について収入申告していなかったもので年間約100万円の収入が未申告となっていた。税調には2ヶ所の収入が合算されて記載されていたのだが、この世帯が遺族年金を受給しており、その金額も年に約100万円と未申告就労収入額と近い数字になっていたため、それまでの担当者が世帯の収入としては概ねずれがないと思いきみ見過ごしてきたため発覚が遅れた。	平成14年1月になってから平成14年2月末に行われる会計調査院による監査のための資料準備中に、担当者が遺族年金は税調の数字に含まれないことに気づき、市民税課に保管されていた課税資料を遡って調べたことで判明した。	

(4) 収入調査に関する監査の手法

この度の外部監査においては、特に、被保護者のみならず、他の世帯構成員の収入についても十分調査ができているか、被保護者が2か所以上から勤労収入を得ている場合にそれを把握できているかをチェックするため、収入申告書における被保護世帯の世帯員全員の収入状況と課税情報における被保護世帯の世帯員全員の収入状況に食い違いがないか否かの監査を行ったものである。

なお、会計検査院の实地検査については、あらかじめ所定の用紙に保護世帯の収入申告と課税情報に基づく収入を担当者が記載して、それに基づいて金額の食い違うものをピックアップした上で元の資料に遡ってチェックしていくという手法が採られているが、この度の外部監査においては、直接、被保護者の収入申告書と市民税課から打ち出された課税情報を比較照合し、「生の資料」から金額の食い違いがないか否かのチェックを行ったものである。

(5) 収入調査に関する監査の結果（指摘事項）

この結果は、次のとおりである。

ア 中央福祉事務所

調査日 平成16年10月5日及び10月6日

調査件数 289件

このうち、収入申告と課税収入に差異があった件数 92件

さらに、このうち、ケースワーカーが問題なしと処理していたが、本件監査により申告収入と課税収入の差異を調査する必要があると認められたケースの件数 36件

イ 北福祉事務所

調査日 平成16年10月13日

調査件数 45件

このうち、収入申告と課税収入に差異があった件数 7件

さらに、このうち、ケースワーカーが問題なしと処理していたが、本件監査により申告収入と課税収入の差異を調査する必要があると認められたケースの件数 2件

ウ 東福祉事務所

調査日 平成16年10月13日及び10月26日

調査件数 190件

このうち、収入申告と課税収入に差異があった件数 79件

さらに、このうち、ケースワーカーが問題なしと処理していたが、本件監査により申告収入と課税収入の差異を調査する必要があると認められたケースの件数 17件

エ 西大寺福祉事務所

調査日 平成16年10月13日

調査件数 38件

このうち、収入申告と課税収入に差異があった件数 1件

さらに、このうち、ケースワーカーが問題なしと処理していたが、本件監査により申告収入と課税収入の差異を調査する必要があると認められたケースの件数 0件

オ 西福祉事務所

調査日 平成16年10月28日

調査件数 50件

このうち、収入申告と課税収入に差異があった件数 13件

さらに、このうち、ケースワーカーが問題なしと処理していたが、本件監査により申告収入と課税収入の差異を調査する必要があると認められたケースの件数 7件

カ 南福祉事務所

調査日 平成16年10月28日

調査件数 157件

このうち、収入申告と課税収入に差異があった件数 48件

さらに、このうち、ケースワーカーが問題なしと処理していたが、本件監査により申告収入と課税収入の差異を調査する必要があると認められたケースの件数 11件

キ 合計調査件数 769件

このうち、収入申告と課税収入に差異があった件数の合計 240件

さらに、このうち、ケースワーカーが問題なしと処理していたが、本件監査により申告収入と課税収入の差異を調査する必要があると認められたケースの件数の合計 73件

(6) 監査結果の分析（指摘事項）

ア 監査の結果、給与収入者769件の約31.2パーセントに相当する240件につき、平成15年度の申告収入と課税情報における収入に差異が生じていることが判明したものである。

これらの中には、収入申告書の記載が正確でなかったもの（収入の手取額を記載していたり、通勤手当を加えた収入を記載していたものなど）、課税情報における収入が保護開始前の収入であったものなど、申告収入と課税収入に差異はあったが、大きな問題はないものが大部分であった。

しかし、中には、賞与や子供のアルバイト収入の申告漏れがあったもの、意図的に収入を全く申告していなかったもの又は収入を過少申告していたもの、2か所に勤務していながらも故意に1か所の給料しか申告していなかったもの、さらには、給料明細書を偽造して過少申告を行おうとした可能性がうかがえたものも存在していた。

イ また、本件監査は、平成16年10月中に、順次6か所の福祉事務所において行ったものであるが、本件監査により申告収入と課税収入の差異を調査する必要があると考えられたケース（課税情報が出された6月上旬から4か月以上経っても、収入申告と課税情報における収入の差異を問題視せず、調査を行っていなかったケース及び申告収入と課税収入の差異を認識していない又はその確認を行っていないケース）の件数が合計で73件あることが判明したもので、これは給与収入者769件の約9.5パーセントにも相当するものである。

この収入申告のチェックの遅さと杜撰さが長期間にわたる不正不当受給の温床になっているといっても過言ではないと考える。

ウ 具体的には、北福祉事務所においては、本件監査により調査の必要があると考えられたケースについて、①夏季の賞与の未申告を見過ごしていたケース（賞与が特別控除額限度内であったため、保護費の過払いは認められなかった。）、②アルバイト収入の未申告を見過ごしていたケース（法第78条適用予定）があった。

エ また、東福祉事務所においては、本件監査により調査の必要があると考えられたケースについて、申告収入と課税収入の差異を現在調査中のケースが5件、生命保険の見落としを調査中のケースが1件あった。

オ 西福祉事務所においては、①申告収入と課税収入は一致しないが、被保護者が死亡しているため、同意書を徴することができず、現在調査方法を検討しているケース、②申告収入と課税収入が一致しないので、今後調査を進めていく予定であるケースがあった。

カ さらに、南福祉事務所においては、本件監査により調査の必要があると考えられたケースについて、①1か月分の収入の無申告により法第63条の返還を検討しているケース、②被保護者とその子の収入が一部無申告となっており、法第63条の適用を検討しているケース、③保護開始後に生命保険に入っていることが発覚したケース、④収入申告に係る事業所以外の事業所からの収入があることが判明し、現在調査中のケース、⑤③と同じく、保護開始後に生命保険に入っていたことが発覚したケースがあった。

(7) 会計検査院の实地調査

なお、収入申告のチェックに重点を置く会計検査院の实地調査は、これまで次のとおり実施されたところである。

平成10年4月16日 中央福祉事務所

平成14年2月28日 西福祉事務所

南福祉事務所

平成16年1月29日 東福祉事務所

そして、このうち、南福祉事務所の実施検査においては、次の2ケースにつき、保護費の不正受給があったことが指摘されたものである。

ケースA（前述の図表30の南福祉事務所分の番号6）

世帯主が平成9年12月から平成12年2月までの就労収入について申告を怠り、それ以降については過少な額の給与明細書を偽造して提出しており、弟からの仕送り等も申告していなかったため、平成9年12月1日から平成14年3月31日までの4年4か月もの間、659万213円を不正受給したものの。

ケースB（前述の図表30の南福祉事務所分の番号7）

世帯主が平成8年12月から平成14年2月までの間、夜間に食品会社で就労していたにもかかわらず、就労収入の申告を怠っていたため、平成9年1月1日から平成14年2月28日までの5年2か月もの間、526万8,602円を不正受給したものの。

これらの不正受給ケースは、いずれも申告収入と課税情報における収入との照合により発覚したものであり、このことは、不正不当受給を発見するための手段としての収入調査の重要性とこれまで実施されてきた収入調査が不十分であったことを示すものである。

(8) 収入調査の限界

課税情報による申告収入のチェックに基づく収入の無申告及び過少申告の発覚は、収入未申告及び過少申告の件数の氷山の一角と考えられる。

というのは、課税情報に現れない所得、すなわち、源泉徴収を行っていない給与、アルバイト収入や内職等による収入が相当存在するのではないかと推察

されるからである。

また、課税情報についても、これは、企業の給与支払報告書に基づくものであり、この給与支払報告書は、事業主が前年の1月1日から12月31日までの間に給与を支払った者で、かつ、翌年の1月1日に就労している者についてのみ提出すればよいという制度になっているため（地方税法第317条の6第1項）、例えば、平成15年2月1日から11月30日までの間就労していた者については、企業から給与支払報告書が提出されておらず、課税情報では収入の把握ができない可能性があると考えられるからである。

しかし、課税情報による申告収入のチェックは、生活保護世帯の収入無申告、過少申告を把握し得るほぼ唯一ともいえる有効な方法であることは明らかであるから、不正不当受給を最小限に抑制すべく、このチェック体制の運用面の改善を図るべきである。

ところで、収入調査によって各福祉事務所が不正不当受給の端緒を認識したとしても、現実に法第63条又は法第78条を適用するためには、返還金又は徴収金の金額を決定する上で、具体的な収入月やその明細など収入状況のさらなる把握が必要不可欠となる。この点に関し、生活保護法第29条は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる」と規定している。しかし、照会を受けた官公署、就労先会社等がどの程度これに応ずる義務を負うものかまでは明記がされていないため、実務上は、不正不当受給をした可能性のある当事者から個々の調査に係る同意書を徴した後に、同条の調査権を行使しないと回答を得られにくいのが実態であり、場合によってはこの同意書を徴するために相当の期間を要するケースや、報告を求められた官公署等の判断によっては同意書を添付しても回答が得られないケースもあるとのことであり、このことがさらに適切かつ迅速な不正不当受給に対する保護実施機関の処置を遅延させている一因となっているものである。この法第29条の調査嘱託・報告請求権の行使に対する回答義務の程度についてのあいまいさは、後述する被保護者の扶養義務者の収入調査の場合にも、大きな障碍となっているものである。

(9) 収入調査の改善策（意見）

収入調査に関する改善策を指摘する。

ア まず、第1は、前述のとおり、収入調査の時期である。

前年度の収入に関する課税情報が提出される6月中には全福祉事務所において収入調査を完了するという運用を行うべきである。

具体的には、①各福祉事務所のケースワーカーが担当するすべての世帯につき、6月中には申告収入と課税収入のチェックを行い、金額に相違がある場合を査察指導員に報告する、②次に、ケースワーカーは、直ちに、生活保護受給者に対し、収入の無申告又は申告漏れがあることを通告し、釈明を求める、③ケースワーカーは、生活保護受給者が収入の無申告又は申告漏れを認めないときは課税情報に現れた会社に対して支払給与の調査を行う、④その上で、収入無申告又は申告漏れがある場合は、法第78条等の決定を行うという一連の手続を採るべきである。

イ そして、上記手続を迅速かつ適正に行うためには、前述した調査嘱託・報告請求権の行使が実効性をもって行使されることが不可欠である。このための具体的な方策として、保護の開始時又は毎年度当初に福祉事務所が申告収入と課税情報との照合を行うこと及び課税情報に表れた会社に対し収入調査を行うことの同意書をあらかじめ徴しておくという方法が考えられるが、前述のとおり、同意書を徴してこれを添付しても、官公署等から回答に応じてもらえないケースもあることを勘案すると、抜本的には、法第29条の調査嘱託・報告請求権の行使に対する回答義務について立法上の手当がなされることが最も効果的であり、市としては、国に対して、この点に関する法改正を強く要望していくべきである。

4 被保護者が不動産を保有するケース

(1) 保有が認められる資産の範囲

生活保護開始の要件として、生活保護法は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用するものとしている（法第4条第1項、補足性の原理）。

そして、資産を最低限度の生活の維持に活用する方法としては、当該資産の保有を認めてその本来的用途に従って活用するものと、売却等の処分を行わせるものに分けられる。

生活保護制度において、現在保有が認められている不動産は図表32のとおりである。